

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県民生活関係手数料徴収条例第三条に規定する別に定める手数料の納付方法の廃止  
（県例規集登載）

市町村課

（県例規集登載）

○ 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託

子ども未来課

○ 特定計量器定期検査

工業技術センター

○ 保安林の指定の解除

治山課

〃

〃

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

### 【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指  
定の一部改正  
（県例規集登載）

選挙管理委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十二号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例第三条に規定する別に定める手数料の納付方法  
(平成二十二年岡山県告示第三百四十五号)は、廃止する。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）に基づく保育士の登録の申請に対する審査並びに保育士登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料（以下「保育士登録関係手数料」という。）の徴収の事務

二 委託した収入の種類

保育士登録関係手数料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都千代田区麹町一丁目六番地二 麹町一丁目ビル六階

登録事務処理センター事務所

五 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

令和5年5月16日 岡山県公報 第12497号

◎岡山県告示第二百七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
新見市	上市公民館・上市市民センター	令和五年 七月 三日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	新見市哲多支局	〃 四日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	井倉公民館・井倉市民センター	〃 五日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	土橋交流センター	〃 〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	熊谷公民館・熊谷市民センター	〃 六日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	新見市大佐支局	〃 七日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	新見市神郷支局	〃 十日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇
〃	新見市哲西支局	〃 十一日 一〇:三〇〇 一二:〇〇〇
〃	〃	〃 一三:三〇〇 一五:〇〇〇



◎岡山県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岡山市南区飽浦字岩穴六七一の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岡山市南区飽浦字岩穴六七一の三（次の図に示す部分に限る。）、六七一の九

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

美咲町

二 事業の種類

美咲町多世代交流拠点施設駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県久米郡美咲町原田字柴崎地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

美咲町多世代交流拠点施設駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び「図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館」並びに同上第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美咲町は、本件事業を美咲町新町建設計画（令和四年十二月変更）及び美咲町第三次振興計画（令和四年六月改訂）に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業は町役場や公民館、図書館、地域活性・交流センター等の行政サービス拠点を集約する美咲町多世代交流拠点施設において不足が見込まれる四十七台分の自動車駐車場を増設整備するものであり、利用者の利便性の向上、通行車両等による事故防止と安全性の確保に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①利用者の安全性を考慮し交流拠点施設の近隣地であること、②駐車位置から交流拠点施設への移動が容易であること、③交流拠点施設の敷地と一体的な利用ができること、④最小限の工事数量で、施工が容易であること、⑤事業費が低廉で経済的合理性が図られることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について



本件事業については、美咲町多世代交流拠点施設において不足が見込まれる駐車場を整備する事業であり、当該施設は令和六年度の完成予定であることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

美咲町地域みらい課

〔二四八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）プラムタウン真庭  
所在地 真庭市落合垂水六二八番地
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 協同組合シーエムシー  
住所 岡山市北区大内田八一二番地  
代表者の氏名 理事長 小林 宏三  
名称 バイナル株式会社  
住所 高梁市落合町阿部一六九七番地一  
代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟  
名称 有限会社谷本生花店  
住所 真庭市落合垂水四二六番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 谷本 忠恒
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社共栄商事  
住所 高梁市中原町一〇八四番地一  
代表者の氏名 代表取締役 小林 宏三  
名称 株式会社ミズウチ薬品  
住所 高梁市落合町阿部一六九七番地一  
代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟  
名称 有限会社谷本生花店  
住所 真庭市落合垂水四二六番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 谷本 忠恒
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和六年二月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千五百平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 二百台  
(2) 駐輪場の収容台数 七十九台  
(3) 荷さばき施設の面積 百四十六平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十九・四立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前九時  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後九時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後九時三十分まで
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日  
令和五年四月二十七日
  - 三 縦覧の期間及び場所
    - 1 縦覧の期間  
令和五年五月十六日から同年九月十九日まで
    - 2 縦覧の場所  
岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課

令和5年5月16日 岡山県公報 第12497号

〔二四九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年五月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

入真加部土地改良区

二 認可年月日

令和五年五月九日

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字硯橋二〇三―一、二〇三―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区糠東町一丁目二―二四アランコート一〇二号室

乾 幸成

乾 晴香

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月一日岡山県指令建指第四三八号

〔二五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字九反ヶ坪二八六八―三、二八七〇―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市下庄七〇〇―一

医療法人平成会

理事長 平木 章夫

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月三日岡山県指令建指第四四一号

◎岡山県選管告示第四十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年五月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「老人保健施設ナーシングホーム三愛」を「老人保健施設笠岡すみれ苑」に、「高梁市介護老人保健施設ひだまり苑」を「高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑」に改め、表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム三愛園」を「特別養護老人ホーム笠岡すみれ園」に改め、表身体障害者支援施設の項中「社会福祉法人千寿福祉会障がい者支援施設みすず荘」を「障がい者支援施設みすず荘」に改める。